

東京学芸大学大学教員研究専念制度実施要項の一部改正について

改正理由：大学教員の研究専念期間の取得回数及び通算期間に上限を設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(期間等)</p> <p>第3条 研究専念期間は、原則として1年以内とする。</p> <p><u>2 研究専念期間を取得することができる回数は、在職中に3回以内とし、その通算期間は24月以内とする。</u></p> <p>(人数)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年3月12日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(期間)</p> <p>第3条 研究専念期間は、原則として1年以内とする。</p> <p>(人数)</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>